第二百二十二条第五項中「法第百六十二条（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）に規定する条約（以下この項及び次条において「租税条約」という。）」を「租税条約（恒久的施設に関する定めを有するものに限る。以下この項において同じ。）」に、「締約国又は締約者（以下この項及び次条第一項第二号ロにおいて「条約相手国等」という。）」を「条約相手国等」に改める。

第二百六十九条中「更正」を「更正等」に改める。

第二百七十条中「（予納税額に係る延滞税の還付）」を「（予納税額の還付）」に改め、同条第一号中「更正又は決定による予納税額に係る延滞税の還付」を「更正等又は決定による予納税額の還付」に改め、同条第二号中「に係る所得税額」を削る。

第二百七十七条の見出しを「（更正等又は決定による源泉徴収税額等の還付）」に改め、同条中「（更正又は決定による源泉徴収税額等の還付）」を削り、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

法第百五十九条第四項第二号ロ（更正等又は決定による源泉徴収税額等の還付）に規定する政令で定める理由は、国税通則法第五十八条第五項（還付加算金）に規定する政令で定める理由とする。

2　第二百六十八条（還付すべき所得税額の充当の順序）の規定は、法第百五十九条第一項又は第二項の規定による還付金を未納の国税及び滞納処分費に充当する場合について準用する。

第二百七十八条の見出しを「（更正等又は決定による予納税額の還付）」に改め、同条第一項中「更正又は決定による予納税額に係る延滞税の還付」を「更正等又は決定による予納税額の還付」に改め、同項第一号中「更正」を「更正等」に、「以下この条」を「次号」に改め、「に係る延滞税」を削り、同項第二号中「更正」を「更正等」に、「次項」を「第三項」に改め、同号イ中「この条」を「この号」に改め、同条第二項中「法第百五十九条第一項若しくは第二項（更正又は決定による源泉徴収税額等の還付）の規定による還付金又は」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第百六十条第四項第二号イ⑵に規定する政令で定める理由は、国税通則法第五十八条第五項（還付加算金）に規定する政令で定める理由とする。

第二百八十条第一項第三号中「少額短期保険業者」の下に「（以下この号において「少額短期保険業者」という。）」を、「旧簡易生命保険契約」の下に「、損害保険契約（同法第二条第四項に規定する損害保険会社若しくは同条第九項に規定する外国損害保険会社等の締結した保険契約又は少額短期保険業者の締結したこれに類する保険契約をいう。）」を加える。

第二百九十二条第一項第四号中「たな卸資産」を「棚卸資産」に改め、同項第六号及び第十号中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項の表中「たな卸資産」を「棚卸資産」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「行なう」を「行う」に改める。

第三百十九条の六第三号中「第二百三条の三第一号イからホまで」を「第二百三条の三第一号イからヘまで」に改める。

第三百二十六条第三項第一号中「第百八十三条第一項第二号」を「第百八十三条第四項第三号に掲げる金額につき同項の規定を適用しないで計算した同条第一項第二号」に改め、同項第二号中「第百八十四条第一項第二号」を「第百八十四条第三項第一号」に改め、「保険料等」の下に「に掲げる金額につき同項の規定を適用しないで計算した同条第一項第二号」を加え、同条第四項及び第五項中「第二百九条」を「第二百九条第一号」に改め、同条に次の一項を加える。

6　法第二百九条第二号に規定する政令で定める契約は、次に掲げる契約とする。

一　法第二百七条に規定する契約に基づく年金の支払を受ける者（以下この項において「年金受取人」という。）と法第二百九条第二号に規定する保険契約者（以下この項において「保険契約者」という。）とが異なる契約（第三号に規定する団体保険に係る契約を除く。）のうち、当該契約に基づく保険金、共済金その他の給付金（以下この項において「保険金等」という。）の支払の基因となる事由（当該年金受取人に係る事由に限る。以下この項において「支払事由」という。）が生じた日以後において、当該保険金等を年金として支給することとされた契約以外のもの

二　年金受取人と保険契約者とが同一である契約のうち、当該契約に基づく保険金等の支払事由が生じたことにより当該保険契約者の変更が行われたもので、当該支払事由が生じた日以後において、当該保険金等を年金として支給することとされた契約以外のもの

三　団体保険（普通保険約款において、団体の代表者を保険契約者とし、当該団体に所属する者を保険法（平成二十年法律第五十六号）第二条第四号（定義）に規定する被保険者（以下この号において「被保険者」という。）とすることとなつている保険をいう。）に係る契約であつて、当該被保険者と当該契約に基づく年金受取人とが異なるもののうち、当該契約に基づく保険金等の支払事由が生じた日以後において、当該保険金等を年金として支給することとされた契約以外のもの

第三百三十六条第五項及び第三百三十九条第七項中「第八条第一項」を「第四条の五第一項（特定寄附信託の利子所得の非課税）、第八条第一項」に改める。

第三百五十条の三第二項第六号中「行使」の下に「（同条第二項第三号に規定する行使をいう。次号において同じ。）」を加える。

第三百五十条の五の次に次の五条を加える。

（金地金等の譲渡の対価に係る告知義務のない公共法人等の範囲）

第三百五十条の六　法第二百二十四条の六（金地金等の譲渡の対価の受領者の告知）に規定する法人税法別表第一（公共法人の表）に掲げる法人その他の政令で定めるものは、公共法人等とする。

（金地金等の譲渡の対価の受領者の告知を要しない譲渡の対価の上限額）

第三百五十条の七　法第二百二十四条の六（金地金等の譲渡の対価の受領者の告知）に規定する政令で定める金額は、二百万円とする。

（金地金等の譲渡の対価の受領者の告知）

第三百五十条の八　国内において法第二百二十四条の六（金地金等の譲渡の対価の受領者の告知）に規定する金地金等（以下この条から第三百五十条の十（金地金等の譲渡の対価の支払者の確認等）までにおいて「金地金等」という。）の譲渡の対価（法第二百二十四条の六に規定する対価をいう。以下この条から第三百五十条の十までにおいて同じ。）につき支払を受ける者（公共法人等を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、その金地金等の譲渡の対価につきその支払を受けるべき時までに、その都度、その者の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、法第二百二十四条の六に規定する財務省令で定める場所。以下この条から第三百五十条の十までにおいて同じ。）を、その金地金等の譲渡の対価の法第二百二十四条の六に規定する支払者（以下この条から第三百五十条の十までにおいて「支払者」という。）に告知しなければならない。

2　金地金等の譲渡の対価の支払を受ける者が、当該金地金等を購入により取得した場合において、当該購入に係る売買契約の締結をする際、その者の氏名又は名称及び住所を当該対価の支払者の営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下この条において「営業所等」という。）の長に告知しているときは、その者は、その支払を受ける当該金地金等の譲渡の対価につき前項の規定による告知をしたものとみなす。

3　前項の場合において、同項の金地金等の譲渡の対価の支払を受ける者が同項の告知をした後、氏名若しくは名称又は住所の変更をした場合には、その者は、その変更をした日以後最初に当該金地金等の譲渡に係る対価の支払を受けるべき時までに、その変更をした後のその者の氏名又は名称及び住所を当該対価の支払者の営業所等の長に告知しなければならない。当該告知をした後、再び氏名若しくは名称又は住所の変更をした場合についても、同様とする。

（金地金等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）

第三百五十条の九　金地金等の譲渡の対価につき支払を受ける者は、前条の規定による告知をする際、当該告知をする当該対価の支払者に、次項において準用する第三百三十七条第二項（告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）に規定する書類を提示しなければならない。

2　第三百三十七条第二項の規定は、法第二百二十四条の六（金地金等の譲渡の対価の受領者の告知）に規定する政令で定める書類について準用する。